

事務連絡

平成 29 年 5 月 12 日

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |
| 特別区 |

 食品衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課

食中毒統計作成要領に基づく食中毒事件票の作成について

平成 28 年食中毒発生状況については、本年 3 月に開催した薬事・食品衛生分科会食中毒部会で示したところですが、今般、各都道府県等から報告される食中毒事件票が重複し、事件数及び患者数を二重計上していることが判明したことから、1 件の取り下げがありました。

つきましては、同様事例が発生しないよう、平成 6 年 12 月 28 日付け衛食第 218 号（最終改正：平成 25 年 3 月 29 日食安監発 0329 第 3 号）「食中毒統計作成要領」に基づき食中毒事件票の作成をお願いします。

なお、平成 28 年の食中毒統計については、事件数：1,139 件、患者数：20,252 人で作成中であることを申し添えます。